

社会福祉法人キリスト教ミード社会館
地域活動部教養クラス規約（習字）

1. 入会について

『入会申込書』に必要事項をご記入の上、総務部受付に提出してください。
月謝袋を作成しお渡しします。

2. 退会について

『退会届』に必要事項をご記入の上、退会する月の前月末日まで（例：4月から退会する場合、3月31日まで）に総務部受付に提出してください。

3. 欠席される場合について

・欠席される場合は必ずお電話でご連絡ください。

☎ 受付総務 06-6309-7121(代) 地域活動部直通 06-6309-7125

・台風などの荒天や講師の都合でお休みになった場合は、原則として振替日を設定いたします。

4. 在籍について

1ヵ月以上欠席される場合は、在籍料をお支払いいただくことで籍を置いておくことができます。但し、欠席される月の前月の末迄に『休会届』を提出していただいた場合のみとなります。（例：4月から欠席する場合、3月31日までに休会届を提出）
結果的に休みが続いて1ヵ月休んだ場合は1ヵ月分の月謝をいただきます。

5. 会費について

習字：	入会金	5,000円	
	月謝 小学生以下	5,000円	
	中学生以上	5,500円	※半紙代込み
	在籍料	1,000円	

《任意ですが、競書出品をされる場合は、別途テキスト代 600円が月謝とは別に必要になります》

<※料金は全て消費税込みの金額です。>

※ 令和1年10月分からの料金表

6. 会費の支払方法について

- ・会費は毎月第1週迄に納入していただくか、月初めの1回目利用の時に納入ください。
(お釣りのないようお願いします)
- ・月謝袋に領収印を押しますので、必ず月謝袋に入れてお持ちください。月謝袋が領収書の代わりとなりますので、会費納入時に領収印を必ずご確認ください。
- ・教養クラスが2つ目の場合は、2つ目から入会金は免除になります。
- ・入金確認が取れない月が発生した場合、当月20日までに書面にてご連絡致します。書面到着後は速やかにお支払いいただきますようお願い致します。
それでもなお入金確認がとれず、2ヵ月以上会費の滞納が発生した場合は、原則として退会していただくこととなりますのでご注意ください。
- ・一旦、納入された費用につきましては如何なる場合も返金は致しません。

7. 入会金無料キャンペーン(4月、5月)について

キャンペーン期間中(毎年4月、5月)の入会は入会金が免除となります。但し、入会した日の含まれる月から月謝の支払が必要となります。〔8.月途中の入会について〕を参照)

例えば、4月に入会し4月から教室に出席した場合は、4月の入会金が免除となり、4月からの月謝をいただきます。

5月に入会し、入会金の免除を受けて6月からの教室の出席(免除を受けた翌月からの出席)はできませんのでご注意ください。

8. 月途中の入会、退会について

月途中に入会した場合は、残りの教室の回数×@1,500円を月謝としていただきます。

例えば、月途中の入会で、その月に教室が残り2回しかない場合は、2回×1,500円で3,000円の月謝をいただきます。

月途中の退会につきましては、当月1ヶ月分の月謝をいただきます。

9. 体験利用について

体験利用は1回のみです。

10. 免責事項

社会館内でのケガや事故等につきましては、当法人では一切責任を負いかねます。

但し普通傷害保険に加入しておりますので、保険の範囲では対応します。

11. 損害賠償

受講生の故意により器物破損やトラブルがあった場合は、賠償請求をさせていただく場合があります。

12. 規約および月謝の変更

事前にお知らせしたうえで変更することがあります。

附 則この規約は、令和1年10月1日から施行する。